

令和8年3月市議会定例会議

経済民生常任委員会資料

《 目 次 》

- 議案 第31号 福島市農村地域生活改善施設条例の一部を改正する条例制定の件 P 2

- 議案 第19号 令和7年度福島市一般会計補正予算（所管分） P 3～5

- 報告 第1号 専決処分報告の件 P 6
 - ・ 専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

農政部・農業委員会

議案第 31 号 福島市農村地域生活改善施設条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書 P92・93)

1 改正の趣旨

福島市農村地域生活改善施設の「水原生活改善センター」について、以下の理由により廃止するため、当該条例の一部を改正する。

- ①老朽化が著しく、施設改修（浄化槽改修）が必要。
- ②低い利用率。
- ③メインの大研修室は2階（階段利用）にあり、高齢者が利用しにくい施設。
- ④近隣に水原集会所（平成16年築）、JA水原地区活性化センター（平成22年築）の代替集会施設がある。

2 改正の内容

- ①条例第2条から「水原生活改善センター」を削除。
- ②文言の形式的な修正。

3 水原生活改善センターについて

- ①開設日 昭和56年12月16日
 - ②所在地 松川町水原字沢向11-1
 - ③構造 木造2階建 190.4㎡
 - ④施設 大研修室、小研修室、調理実習室、小会議室
 - ⑤管理 水原生活改善センター管理委員会
 - ⑥利用実績 H29～R6の年間平均利用者数 169人/年
H29～R6の年間平均利用回数 12回/年
- ※令和7年度は供用休止中



(農業企画課)

議案第19号 令和7年度福島市一般会計補正予算(所管分)

6款 農林水産業費

1項 農業費

(単位 千円)

目	細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
2	農業総務費	451,311	4,840	456,151	-	4,800	-	40	
	大笹生ダム費	18,227	4,840	23,067	-	4,800	-	40	

◇ 大笹生ダム費

4,840

○ 施設改修費

4,840

補正予算説明書
歳入 P14
歳出 P17

県営事業で実施している大笹生ダムの防災ダム事業において、国の補正予算を受けて県が令和8年度に予定していた事業を一部前倒ししたことにより、負担金及び賦課金を増額するもの。

(単位 千円)

区分	補正額	内容等
負担金	4,840	県営事業費負担金(4,800)、福島県土地改良事業団体連合会賦課金(40)
合計	4,840	

(農林整備課)

6款 農林水産業費

1項 農業費

（単位 千円）

目	細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
3	農業振興費	866,624	136,772	1,003,396	247	-	136,277	248	
	地域農政対策費	495	495	990	(地域未来交付金) 247	-	-	248	
	農村環境保全対策費	706	136,277	136,983	-	-	寄附金 136,277	-	

◇ 地域農政対策費

495

○ あぐりっしゅサポート事業費（委託料）

495

補正予算説明書
歳入 P 12
歳出 P 17

（株）マイナビが運営する農業のポータルサイト「マイナビ農業」を活用し、特集記事として「移住就農者やあぐりっしゅサポート事業活用者の体験談等」を掲載する。（10月頃掲載予定）本市農業の特色や新規就農支援メニューなどを広く情報発信することで、本市を就農地として選択する契機とする。



令和7年度
◀ 掲載例



令和6年度
◀ 掲載例

（農業企画課）

◇ 農村環境保全対策費 136,277

○ 農林業振興基金積立金 136,277

〔 補正予算説明書 〕
 歳入 P 13
 歳出 P 17

下記2発電所の売電収入実績（令和7年1月～12月分）の3%に相当する額を各発電事業者より年度末に一括して寄附。同額を農林業振興基金に積み立てるもの。

- | | | |
|------------------------|----------|-------------|
| ① あづま小富士第一発電所（佐原・水保地区） | 94,604千円 | |
| 発電事業者：あづま小富士第一発電所合同会社 | | |
| ※令和4年9月末日から売電開始 | | |
| ② 福島市第二太陽光発電所（松川町水原地区） | 41,673千円 | 計 136,277千円 |
| 発電事業者：福島松川太陽光発電所合同会社 | | |
| ※令和7年1月末日から売電開始 | | |

【参考】福島市農林業振興基金条例（抜粋）
 （設置）

第1条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条の規定に基づき策定した福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画により実施する、農林業の健全な発展に資する取組に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、福島市農林業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

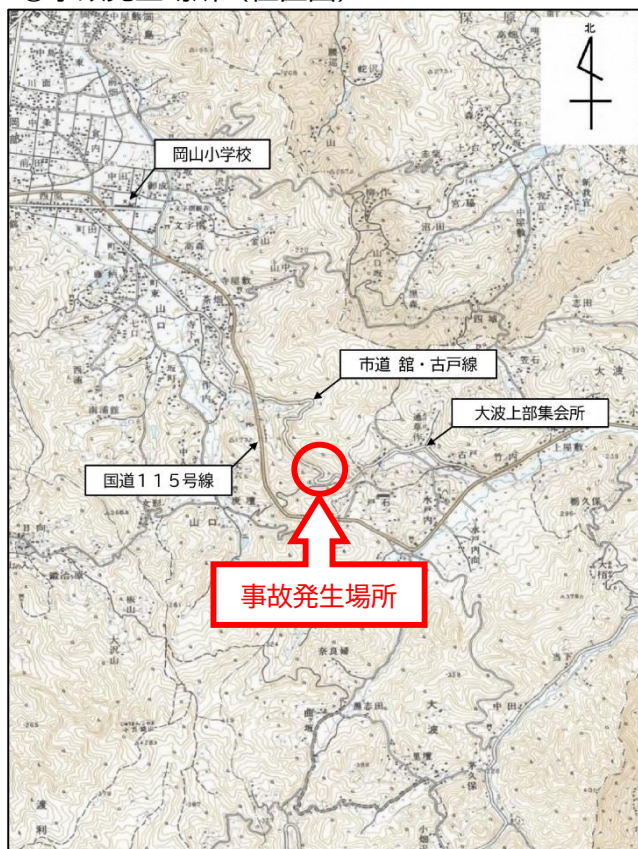
報告第1号 専決処分報告の件

専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

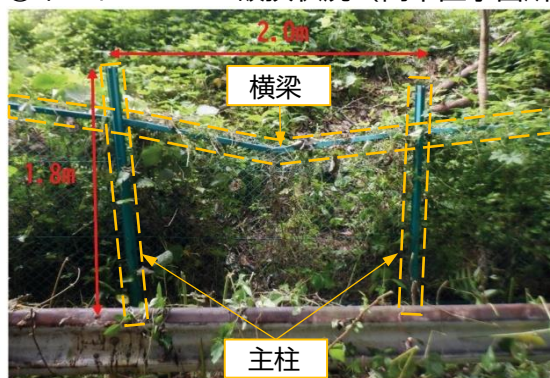
(議案書 P. 165)

- 1、事故発生の年月日 令和7年8月13日(水)
- 2、事故発生の場所 福島市山口字瓜畑20番1
- 3、相手方の住所 山形県南陽市長岡480番地3
- 4、相手方の氏名 スズデンホールディング株式会社 代表取締役 鈴木 達也
- 5、事故状況等 市の所有する山林の立木が倒れ、隣接する太陽光発電施設外周のネットフェンスが破損した。(下図②、③)
- 6、損害賠償額 物件損害額 299,200円の10/10 299,200円
- 7、和解の内容 1、本事故については、損害賠償額を上記の通りとし、両当事者は、ともに将来にわたり一切の異議申立て請求争訟等を行わない。

①事故発生場所(位置図)



②ネットフェンス破損状況(倒木直撃箇所)



③ネットフェンス破損状況(全体)

